

# 粉じん作業

## 粉じん作業従事者特別教育講習 (特定粉じん作業に係る業務) の開催について

一般社団法人 会津労働基準協会長

粉じんは、労働者に健康障害を起こす有害因子としてほとんどの職場で認められるものであります。粉じんを吸入することによって発症するじん肺は、古くから知られている代表的な職業性疾患ですが、依然として後を絶たない状況にあります。

このような現状から、労働安全衛生法第59条・安衛則第36条・粉じん障害防止規則第22条により事業者は、常時特定粉じん作業に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならないこととされております。

つきましては、標記講習を下記により開催いたしますので、該当者を受講させ有資格者を確保されますよう特段のご配慮を図られたくご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和6年11月5日 (火) 8:50 ~ 15:00 (学科・4.5H)
2. 場 所 アピオスペース  
会津若松市インター西90番地 TEL0242-37-2801
3. 受講資格 粉じん作業に従事する方  
粉じんの特性や有害性について再認識されたい方
4. 講習料 会 員 7,500円 (受講料 6,600円 + テキスト代 900円)消費税込  
非会員 9,700円 (受講料 8,800円 + テキスト代 900円)消費税込
5. 定 員 42名(定員に達した時は締切日前でも締め切りますので、電話等にて予約をお勧めします)
6. 受付開始日 9月24日(火)から予約及び受付開始します。
7. 締切日 10月21日(月)までに申し込み・講習料の支払いをお願いします。
8. 申込要項 申込書に講習料を添え、(1)~(3)のいずれかの方法にて申込下さい。なお、講習料の納付について、銀行振込を希望される方は下記口座をお願いします。  
(1) 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参又は振込  
(2) 申込書と講習料を締切日まで協会に持参  
(3) 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送
9. 振込先 東邦銀行 会津営業部 普通預金 No.9653 一般社団法人 会津労働基準協会  
(振込手数料は、ご負担願います)
10. 申込先 一般社団法人 会津労働基準協会 〒965-0872  
会津若松市東栄町2-18 電話 0242-27-8511 FAX 0242-27-8609

※ この講習は[建設事業主等に対する助成金]の対象講習です。助成金を希望される事業主は、管轄安定所にお尋ね下さい。

※ 申込後当日出席不可能となった場合の受講料は、10月24日までに連絡があれば全額を、前日までは半額を返金いたしますが、当日連絡は返金致しません。

粉じん

粉じん作業従事者特別教育  
受講申込書

個人

受講者 1	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒	
TEL		FAX	

受講者 2	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒	
TEL		FAX	

令和 年 月 日

一般社団法人 会津労働基準協会長 殿

個人で申込みの方は記入不要です。

勤務先	名称	
	所在地	〒
		TEL
担当者氏名		

- 個人として申し込む方は、上部の[個人]を○で囲んでいただければ、勤務先は記入不要です。
- ※欄は記入しないでください。
- 会員・非会員 及び 申込方法に○印を付して下さい。

会員・非会員

1. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参  
3. 申込書と講習料を締切日まで協会に持参2. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで振込  
4. 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送